

三重県告示第 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」といいます。）第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

令和〇〇年〇月〇日

三 重 県 知 事 〇 〇 〇 〇

1 登録年月日及び登録番号

令和〇〇年〇月〇日 〇〇〇〇〇〇〇〇

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

〇〇〇〇〇〇〇〇

4 登録の区分

〇〇〇〇〇〇〇〇

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 法第 28 条の規定により業務の委託をし、又は委託を受ける契約の相手方である登録検査機関

受委託の区分	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇

7 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇

8 登録の更新日

令和〇〇年〇月〇日